

第2次日野市農業振興計画・後期アクションプラン

1. 安心して農業のできる環境づくり

(1) 農業を保全すべき地域を定め、農業者の発意により農業保全地域として指定します

①まちづくり条例に基づく農地保全

農地の保全については、区画整理区域内では、農地を集中させる換地設計を行っています。さらに、まちづくり条例に「農あるまちづくり(第29条～第37条)」に関する規定を設けたことにより、概ね3,000㎡以上の地区については、農地所有者等が地域住民の概ね1/10以上の同意を得て、農あるまちづくり協議会を設立し、農あるまちづくり計画をつくることができることとなったため、この点の周知を図っていきます。

また、百草万蔵院台地域等のまとまった緑地や農地が残っている地域については、農地保全の近隣農地所有者に対する情報提供等を行いながら、計画的な農地の保全及び活用を行っていきます。

②まちづくり計画策定活動の実施

上記①の規定を効果的に運用していくため、農あるまちづくり計画策定の意義、内容等に関する講演やシンポジウム等を開催し、啓発・学習活動を進めていきます。

③「農業保全基金条例」の制定

市民や企業の協力を得て、「農業保全基金制度」を設け、農業保全地域の農業者から農地の買い取り申し出があった場合に備えて、市が買い取りできる仕組み作りを検討していきます。現状は、財政状況等の課題により生産緑地の買い取り申し出にも応じられていませんが、「農地保全」の目的の達成に向けた取り組みとして、当制度の制定にあたっては、引き続き前向きに検討を進めていきます。

(2) 農地を守るまちづくりを進めよう

①農地を残す土地区画整理

土地区画整理地区については、権利者である農業者の方と十分協議をし、営農環境を考えた換地設計を行います。

②地区計画で計画的な農地保全

地区計画とは、身近な地区を一つの単位として各地区にふさわしい土地利用を実現するため、地区住民等の合意形成を図りながら、地区の将来のまちづくりの方向や建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等を定め、詳細な土地利用規制を行う制度です。

対象地区の増加を図った結果、現在は、29箇所を設定しています。今後は、比較的農地が多く残存する川辺堀之内地区、南新井地区、百草万蔵院台地区について、営農環境の保全を視野にいたった地区計画の設定に向けて検討していきます。

③生産緑地の追加指定の継続

日野市は他市に先駆け、平成14年度に生産緑地の追加指定を行いました。周知にあたっては、広報、ホームページのほか、農業者への通知(800戸)等を行っています。今後も、農地と調和した都市環境を形成するため、生産緑地の追加指定を行っていきます。

追加指定によって、生産緑地の減少幅が縮小していることは事実です。しかしながら、相続の問題、道路等の公共施設への転用等、生産緑地は徐々に減少傾向にあります。今後の減少を食い止めるためにも、生産緑地の指定にあたっては柔軟に対応しつつ、面積要件の緩和等についても国へ要請していきます。

④遊休農地の活用

高齢化などにより耕作不能になった農地を市が借り上げ(固定資産税・都市計画税の減免方式)、市民、NPO法人等へ貸し出しを行います。市民農園については、利用希望者が増加傾向にあり、平成21年度の開園数は16園となっています。今後も引き続き市民農園の充実を図り、一人でも多くの市民が農を通じた余暇生活を図ることができるよう整備していきます。

(3) 次の世代に美しい農地を引き継いでいこう

①農地を活用した農の景観づくりと「美し日野農地賞」の表彰

レンゲ、ひまわり及び菜の花等の種を未作付け農地等に撒く等、美しい農の景観作りを奨励します。併せて、NPO法人等と連携し美しく演出された市内の農地に関する表彰の仕組みを作ります。表彰の対象とされた農地については、日野市産業まつり等で市民に広くPRします。

②遊休農地の活用可能主体の拡大

「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の一部を改正する法律により、市民農園等の運営可能主体が拡大されました。今後は、遊休農地の更なる有効活用を促していくため、市民農園等の開園を希望するNPO法人等へ情報提供を行っていきます。

(4) 水田を残し、日野の貴重な財産である用水を市民と農業者で守っていこう

①援農ボランティアによる水田の保全

「農の学校」修了生によって組織される「日野人・援農の会」の規模の拡大に伴い、その活動は市内農業者へ広く周知され、多くの援農ボランティアが派遣されています。

現在の派遣先は、米生産農業者だけでなく、野菜生産農業者、果樹農業者等へも派遣されており、幅広い分野で営農を支援しています。また、間接的な援農活動として、用水の清掃等にも積極的に参加し、地域との連携を図りながら、農の保全に努めています。

水田は災害対策や環境面(水循環、炭酸ガスの吸収、生物の生育環境など)でも重要な役割を担っています。よって、受入農業者の要望に応じられるよう、引き続き援農ボランティアのレベルアップを図る等、農家が水田を残せる仕組みを充実させていきます。

②体験農業による水田の保全

田んぼの一連の作業(種まき、田植え、夏の草取り、案山子作り、稲刈り、収穫祭等)を市民や子どもに体験してもらうことで、田んぼを取り巻く環境問題への関心を促していきます。今後は、関係課と連携の下、地権者と調整を図りながら体験用地の拡大を目指します。また、田んぼへの取水ルートを探検できるような企画の実施も検討していきます。

③地域の市民ボランティア等と協働し維持管理を行う

市民ボランティア団体や大学等の協力を得ながら、市内用水の清掃等の管理を行っています。今後も引き続き協力団体の理解を得ながら、用水の維持管理を行っています。

④子どもの頃から用水の歴史・大切さを学べるようにする

子どもの頃から用水の大切さや歴史を学べる機会を提供するため、用水ウォッチング、用水での魚とり、清掃活動等と併せて、水田での体験学習を引き続き行っていくと共に、事業の内容、対象範囲等に関して更なる充実を図っていきます。

(5) 経営改善により日野の農業を元気いっぱいになろう

①農業施設・設備の近代化による経営安定化

消費地と直結した都市農業の有利性を活かすため、引き続きハウス施設・農業機械などの施設や設備の近代化を進めるべく、東京都等の関係機関と連携して資金援助や融資支援を行っています。

②体験型市民農園の開設推進

体験型市民農園は、従来の市民農園とは異なり、栽培作物の作付け計画・種苗・肥料等の用意は園主(農業者)が行い、利用者は園主の指導に従って農業を体験し収穫物を受け取るというもので、新しい農業経営の形として期待されています。

体験型市民農園は、担い手の高齢化や遊休農地の存在を背景として、市民の農業志向を満足させるとともに、良好な農地を保全する上でも有効と考えられています。平成19年度には川辺堀之内に1園を開園しました。引き続き、農業者に対して農業体験農園のメリットをPRし理解を求めながら、開設希望者には補助等も含めた支援を行っています。

③新たな農業ビジネスの展開

引き続き、ブルーベリーやリンゴ等の観光農園を支援していきます。また、東京都の補助制度を活用し、平成16年度にはジェラート販売店の開設支援、平成17年度にはイチゴの生産を希望する農業者に対する新分野開拓支援を行いました。今後も引き続き、新たな農業ビジネスの展開を支援していくべく、情報の提供を行っていくとともに、食品加工・流通業者等、市内の他分野との連携を強め、農業経営の安定を目指していきます。

また、平成21年度からは、平山地区において、土質に左右されない安定生産が可能なトマトの樽栽培を支援し、安定的な農業経営を支援します。

④農業経済の安定

安定した農業経営には、税負担対策として農業所得以外の収入の確保も重要です。このような農業者に対しては確定申告の手続き等が複雑となり、相談窓口を設置する等の支援が必要となります。今後も引き続き認定農業者を中心に簿記講習会等を実施し、適正な決算書の作成を指導する等の支援策を検討していきます。

2. 農業の担い手と仲間づくり

(6) 認定農業者制度を充実させ、活力ある農業経営者を支援しよう

①認定農業者制度の充実

認定農業者制度とは、将来の農業経営の目標を立て、自らの創意工夫により「効率的かつ安定的な農業経営」を進めていく農業者を市が認定し、支援措置を行っていくというものです。市では、東京都農業会議、東京都及び農協との連携を図りながら当該制度を周知徹底するとともに、農業者に対する農業経営改善計画の作成に向けた支援を行っていきます。

②経営改善支援センターの運営

平成17年2月1日に策定した「日野市農業経営基盤の強化促進に関する要綱」の中で、認定農業者の認定及び相談の受付を目的に、東京都農業会議、東京都、農協等を構成員とする日野市農業経営改善支援センター・日野市認定農業者審査会の設置を位置付けました。今後は、更なる認定農業者制度の普及と推進を図り、また認定農業者の農業経営改善計画の達成に向けた取組みを支援するため、関係機関と連携して日野市農業経営改善支援センターの継続的な運営を行っていきます。

③市独自の支援策の検討

市独自の支援策として、平成18年度から、「認定農業者提案型経営改革事業」を導入しました。これは、認定農業者が農業経営改善計画の達成を図るために、自由な発想で提案された新たな取組みに対する事業に対し、1/2を限度に予算の範囲内で補助金を交付するものです。今後、本事業のさらなる普及を行うとともに、農業経営改善計画の達成に向けて認定農業者から提出された事業提案を広く採用していけるよう、事業の拡大を図っていきます。また、農業経営の支援に関する既存の市の補助事業についても見直しを行い、補助割合や対象範囲(要件)について認定農業者を優遇する仕組みとして整理する等、今後のあり方について検討していきます。

(7) 農業の担い手を育てていこう(農業のやりやすい税制を考える)

①新規就農者支度金の創設による農業後継者(担い手)づくり

新規就農者支度金の創設については、就農希望者数がほとんどいない現状の改善を図ることをその前段として検討する必要があります。今後は、新規就農者の増加を見込めるような魅力ある農業経営支援の充実とその周知を広く行う等、新規就農者支度金制度の創設に向けた基盤の整備を図っていきます。

②就農相談窓口の設置

就農希望者の相談に円滑に対応できるよう、ホームページ等で情報提供を行っていくほか、農業経営改善支援センターを構成する東京都農業会議、東京都、農協等と連携して、相談者の状況に応じた対応を継続して行っていきます。

③農地基準作り検討会(農業委員会)との連携

農業者の高齢化等により農地の管理が困難になっている現状をふまえ、農地の減少に歯止めをかけるため、可能な範囲で農業者の負担を軽減することを考慮した基準として、平成17年度に「日野市における農地の管理基準」を制定しています。今後、良好な都市計画を推進していく上でも、農業者の意見を十分に把握し実情に即した管理を行っていくため、当基準については定期的な見直しを行っていく必要があります。

生産緑地においては、固定資産税の減額、相続税の納税猶予等の優遇措置があるのに対し、宅地並み課税農地における農業経営は厳しい状況にあるため、農業経営の実情に即した効果的な支援策を検討していく必要があります。

また、市街化区域に農地をもつ都内の区市町で構成する都市農地保全推進自治体協議会でも、国が進める農地制度の見直しの動きを把握し、相続税納税猶予制度や生産緑地制度など都市農地に関わる制度について、そのあり方について要望していきます。

(8) 女性農業者を支援し、日野の農業の活力を高めよう

①女性農業者の支援

平成17年7月に日野市女性農業者の会「みちくさ会」が発足し、イベントへの参加や講習会の実施、女性農業者の仲間づくりや情報交換の場として機能しています。市では、「みちくさ会」の事務局として各関係組織や消費者との連携を図りながら活動支援を行っていくとともに、今後は、加工品開発や商品化についての支援も検討していきます。

②女性農業者の経営参画と「家族経営協定」締結の促進

家族経営協定の締結は、最も身近な家族の理解を得ることを基本として、女性農業者が生き生きと働ける環境づくりを支援していくことを目的とするものです。今後も引き続き「家族経営協定」に関するPRを行っていくとともに、認定農業者を認定する際にも積極的に勧めていきます。

③消費者との交流活動の実施

日野市女性農業者の会「みちくさ会」では、定期的に消費者交流会を開催しています。今後も引き続き、農業者と消費者との交流を誘導し相互理解を図る場を設けるとともに、日野産農産物のPRや市内農業への理解を求める機会を確保していきます。

(9) 援農制度を確立し、日野の農業を応援しよう

①「農の学校」の運営

平成16年度に援農ボランティアの育成を目的とした援農市民養成講座「農の学校」を開設しています。農業技術の基本を身に付けた「農の学校」の修了生は、「日野人・援農の会」へ登録し、農業者の希望に応じて市内で援農活動を行っています。

引き続き、「農の学校」における援農ボランティアの育成を行い、農家の人手不足を支援していきます。

②産業振興課ホームページ「援農コーナー」の開設

援農を希望する農業者からの要望は農協に寄せられ、農協によるコーディネートのもと援農ボランティアが派遣されています。引き続き、ホームページで「農の学校」の開校情報を掲載するとともに、「日野人・援農の会」の活動等の紹介も併せて行い、援農希望者に向けて広く情報発信を行います。

③農業支援センターの開設

農業者と援農希望者のマッチングについては、現在、農協が窓口となって行われています。今後は、農業者と援農希望者のより効果的なコーディネートを図るべく、援農ボランティア団体である「日野人・援農の会」のNPO法人化を支援し、農業に対する支援センターとしての機能を期待します。

④援農リーダー・援農NPOの育成

「日野人・援農の会」の会員数の拡大及び組織運営の安定を図りながら、農業者から多く寄せられる援農の要望に対応していきます。また、用水の清掃等の地域活動にも積極的に参加し、地域との連携を深めながら、農の保全に努めていきます。

⑤「農の学校」ファーマーズセンター内移設

「農の学校」をファーマーズセンター内に移設し、農業者、援農ボランティア、消費者の交流を図ることができる仕組みを整備します（※ファーマーズセンターについては、(12)参照）。

(10) 「日野農業応援団」をつくり日野の農業を盛り上げよう

①日野農業応援団の拡充

平成18年度に「日野農業応援チーム（愛称『グリーンサポーターズ』）」を発足し、食と農と環境を守る仲間作りを進めています。今後は、安全・安心な日野農産物の積極的な購入の促進について、市民理解を求めていきます。当チームについては、組織や活動内容の検討を行いながらその充実を図っていくと共に、会員募集を行っています。また、生産現場に対する支援である「援農」については、引き続き「日野人・援農の会」の活動を支援しながら、農業者の人手不足を補っていきます。

②市民と農業者の交流の機会をつくる

市民と農業者の交流の機会として、日野市産業まつり農業展をはじめ、日野産農産物の即売会、日野市女性農業者の会「みちくさ会」で行っている消費者交流会等があります。

今後も、より一層の交流機会を提供するため、市内イベント等への積極的な出展を行っていきます。

③市民農園の充実

農園数は増加傾向にありますが、平均応募倍率は依然として高くなっています。市民農園の機能には、①自然や農業に対する理解と愛情、②農業と地域への愛着、③環境問題への関心、④農業や農業者への関心、⑤作物を育てることの大切さへの理解等、多様なものがあり、市民農園の充実には、農業の理解者を育む意味で重要です。

引き続き、市民農園を継続的・安定的に運営していくためには、農園数の増加に伴う市の財政的負担の軽減を図る工夫が必要となるため、NPO法人等を活用した運営方法等についても検討していきます。

また、区画面積の大きな市民農園など、市民要望に応じた新しい農園のあり方についても検討していきます。

3. 市民と農業者との交流・体験づくり

(11) 学校と農業者の連携により学童農園を充実させよう

①学童農園や農業体験を指導する農業者との協定(覚書)・指針等の仕組みづくり

学童農園の実施・運営にあたっては、総合的な学習の時間等の中で行われていますが、農園用地の確保が困難な学校も少なくないため、近隣地権者の理解を得ながら整備を進めていく必要があります。

また、学童農園等の管理については、その多くが農業者の厚意により協力を得ています。今後は、覚書、協定書の締結により謝礼の基準を定める等、農業者の協力に対する学校側の対応を統一し、農業者の負担の軽減を図っていくと共に、「日野人・援農の会」等の市民団体による農業指導も検討していきます。

②食農教育の推進

食農教育は、食物の大切さや農業の重要性への理解を促す上で大切です。現在は、食農教育を効果的に行う実践的な取組みとして、児童自らが学童農園や食育に関する調査を行い、その取材結果をまとめた記事を掲載した「こども農業新聞」の発行を行っています。また、市内小中学校において、近隣の農業者の協力を得ながら農業体験を行っています。

日野市食育推進計画においても食農教育を推進することとなっており、今後は、両計画に基づき実施していきます。

③公園に実習田整備

平成15年に新町土地区画整理事業において、よそう森公園の整備と併せて実習田を整備し、農業者、農協、PTA、地域、援農ボランティアの協力を得て、学童農園や市民実習教室に利用されています。このような実習田は、万願寺中央公園にも整備されています。

今後も土地区画整理事業などで整備する公園で、可能な場所については実習田の設置します(組合施工の場合には、設置を要請します)。

(12) ファーマーズセンターを市民と農業者の交流拠点にしよう

①ファーマーズセンターの基本計画及び実施計画を策定し、建設及び運営を行う

東光寺上地区の農を活かしたまちづくりの一環として、周辺の農地等の整備を行っていく中で、ファーマーズセンターの建設を検討していきます。建設にあたっては、「農とのふれあい」や「周辺農地等の情報発信」等、その位置づけを明確にし、体験を主とした施設として整備していきます。また、予定地は区画整理により整備された住宅地であり、地域住民との距離が近いという特性があります。このような特性を活かし、地元農業者と地域住民との交流の場として活用する等、市民が農業に対する理解を深め農業・農地の大切さを体験できる施設としての活用を考えていきます。年度計画としては、平成21年度内に基本計画検討会を立ち上げ農業公園の役割・機能等について検討を行い、平成22年度以降は設計及び着工を行っていきます。事業完了は平成25年度内を目標とします。

4. 安全・安心な農産物づくり

(13) 市内どこでも、歩いていける所で日野産農産物を買えるようにしよう

①即売会、共同直売所の新設・移転

現在、市内には100を超える日野産農産物の即売所があり、地域に定着しています。このほか、市内各種イベントにおいても、日野産農産物の即売は行われており、市民が日野産農産物を購入できる機会は少しずつ増えてきました。引き続き、即売会等についてはその実施を奨励しながら、即売所の設置、移転等についても、地元の要望を反映し検討していきます。

②即売会、個人直売所の消費者・市民の支援

日野産農産物の即売会等を行うことにより、農業者と市民との間で交流が行われ、農業に対する理解が育まれることが期待されます。結果として、安心して農業に取り組める環境が整えられることになります。即売会においては、引き続き配布チラシ等の充実を図りながら、市内農業や日野産農産物のPR等を行っていきます。

③農産物直売所情報の発信

市民の“地産地消”を促進するため、市内団体等と連携して農産物直売所・即売会等情報が掲載された市内マップを作成する等、日野産農産物の購入場所をPRします。併せて、ホームページ等で随時、情報を発信していきます。

④日野産農産物販売協力連絡会の設立

日野産農産物販売協力連絡会を設立し、地産地消のメリットを積極的に市民にPRしていくとともに、民間店舗に日野産農産物取扱コーナーを設けるなど、市民が日野産農産物を購入しやすい環境を整えていきます。

(14) 学校給食に日野産農産物をもっと利用しよう

①発注・受注システム等の改善

学校給食における日野産農産物の発注・受注に関し、平成20年度より「コーディネーター制度」を導入しました。この制度は、学校栄養士と農業者との受注・納品の中に、第三者が介入し、綿密な情報交換のもと、地区を越えた野菜等の供給調整などを行うものです。このシステムを導入することにより、学校給食における日野産農産物の供給率の向上が期待されます。なお、具体的な数値目標として、日野市食育推進計画では、平成23年度に25%の達成を定めています。

また、農業者の負担軽減を図るため、収集・配送システム等に関する仕組みづくりについても検討していきます。

②契約栽培の検討・実施

契約栽培については、平成17年度より実施が開始され、平成20年度には5品目（ニンジン、長ネギ、リンゴ、キャベツ、ダイコン）が対象となっています。

今後、学校給食納品量の増加を図っていくためには、参加農業者数を増やす必要があるため、多くの農業者が学校給食に携わることに魅力を感じ、参加農業者数が増えるように、平成21年度から1キロあたり60円の補助金（リンゴは40円）を交付しています。また、平成21年度には、契約栽培品目に新たに「タマネギ」と「ジャガイモ」を追加し7品目とするほか、契約栽培品目以外の農産物についても1キロあたり20円の補助金を交付します。

併せて、引き続き栄養士による圃場の見学会を実施し、生産現場に対する理解を促す仕組みを整えます。

③日野産農産物週間の充実

平成20年3月に施行された日野市食育推進計画では、11月19日を「日野産野菜給食の日」として、日野産農産物をより多く使用した給食を作ることや食育に関する催しの実施が掲げられています。

また、「ひの野菜給食月間」についても、同計画において毎年11月と定めており、農協等と連携を図りながら地元農業者へ協力を呼びかけ、提供可能な野菜等を確保し、内容の充実を図っていきます。

④日野産米の学校給食への利用促進

現在、学校給食における日野産米の使用については、大変に高い要望があり、農協で取り扱う日野産米の大部分が学校給食で使用されています。引き続き、日野産米の学校給食供給を進めるべく、農協及び農業者の協力を得ながら学校側の要望に対応していきます。

(15) 市民要望を農業者に伝えて、農産物の生産過程の情報開示をしよう

①学校給食供給農産物の生産情報の開示

学校給食に日野産農産物を提供している農事研究会(東光寺、平山、堀之内)では、既に栽培情報の公開を行っています。今後、学校給食への日野産農産物の供給拡大を図っていく中で、農業者情報等の充実も併せて行い、誰もが安全・安心な日野産農産物を食べられる仕組みを整えていきます。

②生産情報開示研究会等の設立

農林水産省は青果物を含む食品の生産・製造方法等の情報を消費者に提供するため、「トレーサビリティシステム導入促進対策事業」を進めています。平成17年度からは、これまでのパソコンからの紹介だけでなく、農業者が携帯電話で生産履歴を記録し、消費者も携帯電話で2次元のバーコードを読み取ることで生産・流通等の履歴情報を知ることができるシステム(QRコード)を導入しています。

また、平成20年度からは、農協における試験的な取り組みとして、直売所に出荷している農業者を対象に、畑の管理状況や作業状況をFAXやメールで報告させ、適切な生産管理を行っています(生産情報管理システム)。

引き続き、「東京都生産情報提供食品事業者登録制度」の周知を図りながら、トレーサビリティシステムの普及について、日野市・農協・小売業者・消費者等と共同して研究会等を設立して検討をすすめるとともに、市民向けの学習会やシンポジウムを開催し、市民の間で共通認識が図れるように努めていきます。

(16) 持続性の高い農業生産方式の導入を促進しよう

①生ごみ(残渣)と剪定枝チップ・落ち葉の堆肥化

生ごみの堆肥化については、平成13年から市民、農協、農業者などからなる「生ごみリサイクル(たい肥化等)推進協議会」を立ち上げ、生ごみの堆肥の方向性を検討してきましたが、「農業者が農地に活用できる堆肥」を目指す方向づけを確認し、協議会を終了しました。今後は、剪定枝チップや落ち葉を学校給食供給農業者へ配布する事業を今後も継続しながら、引き続き生ごみ(残渣)、剪定枝チップ、落ち葉の堆肥化について、農の拠点となることが期待される東光寺上地区の農業公園予定地内での実施も視野に入れ検討を進めていきます。

また、市内小・中学校の給食で出された生ごみは、その収集を業者に委託し、市外の堆肥化業者へ引き渡しており、クリーンセンターへの搬入量を削減する取り組みを行っています。

②市独自の「エコファーマー」への支援

エコファーマーとは、「通常栽培の2割減の農薬及び化学肥料での栽培に取り組む者」として、東京都の認定を受けた農業者のことです。市では、エコファーマーに対し、既存の認定農業者提案型経営改革事業補助金等を活用して支援を行っていくと共に、既存の市のメニューについても、補助割合や対象範囲(要件)についてエコファーマーを優遇する仕組みとして整理する等、今後のあり方について検討していきます。

併せて、農協、東京都と連携を図りながら、各種支援メニューの情報提供を行っていきます。

③市民農園利用者への有機肥料使用の奨励

市民農園を利用する市民へ有機肥料の使用を促すため、一部の農園にコンポスターを設置し、農園利用者が有機肥料を自由に利用できる仕組みを試行的に行っています。
今後も引き続き、コンポスターの設置について要望を調査し、有機肥料の使用促進に関するPRを行っていきます。

④安全・安心な農産物の販売促進

安全・安心な日野産農産物を取り扱う直売所情報を広報ひのや市ホームページに掲載しているほか、農業者が独自に行っている販売所情報を掲載した案内冊子「日野市内農産物直売所 ふれあいまっぷ」を市補助のもと日野市消費者運動連絡会が作成し、市民向けに配布しています。引き続き、農業者と消費者が交流でき、安全・安心でおいしい野菜を売買できる機会を増やす工夫を行っていきます。

⑤市独自基準のガイドライン検討のための研究会

現在の特別栽培農産物認証制度の目的は、農業者に対し農薬や化学肥料の使用を控えることを推奨し、農業による環境負荷の低減を図ることを目的とするものです。併せて、その取組み内容を商品に表示することにより、消費者との信頼関係の構築を促すものです。
しかしながら、当制度の基準は厳しく、都市農業には適さない点もあります。今後は、農協、農業者、農業改良普及センター等と協力しながら、当制度の目的を果たす為、実情に合致した独自のガイドラインを検討していく必要があります。

5. ひの農業ブランドづくり

(17) 日野の特産品を商品化し、「日野ブランド」づくりを進めよう

①東光寺大根の普及と加工の研究・開発

日野市独自の東光寺大根を再び日野の特産物として売り出すため、漬物等の加工品の研究及び流通ルートの確保を行います。併せて、農業者の理解と援農ボランティアの協力を得ながら、栽培面積及び出荷数の増加を促していきます。

②「平山陸稻(おかぼ)」再発見と商品化

平成13年、東京南農協七生地区青壮年部の努力により、陸稻(平山陸稻)が発見されました。その後、市内農業者、農協等の協力により、学童農園を中心に一定量の収穫が確保されるようになりました。今後は、学童農園を中心に引き続き普及を図りながら、日野の特産品として商品化を図るべく、市内農業者へ協力を要請していきます。

③ブルーベリー発泡酒など農産物の加工・商品化と特産農産物の日野ブランド化

日野市内で栽培された無農薬ブルーベリーを使った発泡酒は、日野市制40周年記念にあたる平成15年に新たなまちおこしの目玉商品とするために販売を開始し、好評を得ています。引き続き、生産量及び販売場所の拡大を図っていきます。

また、市内の酪農家が牧場でとれた牛乳を原材料に使用したジェラートを販売する店を平成16年度に開店し、日野産ブルーベリーやイチゴなどを使ったジェラートを販売しています。

今後は、高尾ブドウ、新高をはじめとするナシ、ファーストトマト、百草万蔵院台のリンゴ、イチゴ、シクラメン他花卉栽培などを「日野ブランド」化させる仕組み作りを、商工会や生産者と連携して検討していきます。

④道の駅・川の駅の設定

「道の駅」とは、車利用者の休憩場所としての機能のほか、地域住民や来訪者が求める地域情報を提供する機能を備え、人と人との交流を促進する機能や日野産農産物や加工物を販売する機能を併せ持つ施設を指します。今後は、「道の駅」の設置に向けた具体的取り組みとして、調査研究を行った後、地元住民等をメンバーに加えたワークショップ等で詳細設計を進めていきます。また、「道の駅」と同様の機能をもつものとして、浅川及び多摩川沿いに「川の駅」の開設を検討し、「道の駅」と連携した情報の発信、地域住民や来訪者の交流の促進に向け、機能の充実を図っていきます。

6. 日野市食育推進計画に基づく「農業振興施策」の推進

(18) 食育を通じて農業を支援しよう

①学校別日野産野菜利用率の情報公開

小・中学校各校の給食における日野産農産物利用率を毎月把握します。特に端境期の6月と収穫期の11月には、各校の給食における日野産農産物利用率を広報ひのや市ホームページなどで情報公開し、各校に対して日野産農産物の利用を促していきます。

②対話の場の設置及び圃場見学

契約栽培を円滑に進めるため、学校栄養士や学校調理員、農協職員、農業者、行政が定期的に会議を開き、現状や課題把握、共通理解などを行っていきます。この会議は、契約栽培だけにとどまらず、意見交換、情報交換ができる貴重な対話の場として位置づけていきます。また、食の生産現場への理解を深めるため、全校の栄養士や調理員を対象とした契約栽培品目の圃場見学を地区別に実施します。学校栄養士や学校調理員等、農業者、行政等が連携を密にし、現状や課題等について共通認識を持つことで、契約栽培による学校給食への野菜の供給の円滑な推進を図ることができ、併せて今後の拡大が期待されます。

③生産者団体への支援

児童・生徒の健康に配慮し、農薬及び化学肥料の使用量を低く抑えて生産した野菜などの納入を支援します。そのため、学校給食へ農産物を供給する生産者団体に対し、野菜など運搬用器具の購入費、肥料などの購入費などの補助を行っていきます。結果として、学校給食へ農産物を供給する農業者の負担の軽減を図ることができます。

④日野産大豆栽培支援

遺伝子組み換えでない安全・安心な日野産大豆を学校給食に活用していく趣旨で始まった市民運動「日野産大豆プロジェクト」を、日野産大豆栽培支援事業として事業展開します。種苗代や肥料代などを含めた買い上げ助成金を含む補助金を交付し、日野産大豆を栽培する農業者の増加を目指します。収穫した日野産大豆の活用方法としては、学校給食での利用を中心に考え、学校給食における供給量及び供給回数の増加を図ります。併せて、安全・安心な日野産大豆を、より多く子どもたちに提供するため、大豆を栽培する農業者への支援(補助金の交付等)を行い、日野産大豆の生産量の確保に努めます。

⑤食育ウォーク

市内の農地を巡るウォーキングや食育推進優良店舗の見学などを行う市民体験型の食育イベントを開催します。また、収穫体験や日野産農産物を活用した「地産地消」の食の体験も併せて開催します。これらの体験を通して、日野産農産物に対する関心や市内農業への理解が深まっていくものと期待されます。

⑥日野産旬の野菜づくり見学会

公立の保育園及び幼稚園において、近隣の畑で作付けしている野菜の成長を観察し、また農業者との交流を図ることで、食の生産現場への理解を深めていきます。さらに、食の生産現場を知ることで、食に対する園児たちの関心が深まり、野菜嫌いをなくす等の効果が期待できます。

⑦農業側面の食育イベント

毎年11月に行われる「日野市産業まつり」では、採れたての日野産農産物や日野産の漬物、乳製品などが陳列され、市民は肌で日野の農の恵みを体感することができます。また、都市農業の現状を市民にPRするため、毎年開催している「都市農業シンポジウム」等のイベントの充実を図っていきます。日野産農産物を広くPRすることで、地産地消に対する市民の関心を高めることができます。

⑧生活者団体(消費者団体)への支援

農協の直売所や個人の庭先販売所の情報を掲載した「ふれあいマップ」の作成や、地域の農業活動へボランティアとして積極的に参加している「日野市消費者運動連絡会」の活動を支援し、日野の農業を広く周知し、市民と農業との接点を増やしていきます。

⑨人材育成

食に関する専門的な知識を持つ人々(地域活動栄養士会、就業していない栄養士)の発掘及び活躍の場を設け、地域における食育推進活動の拠点を増やします。具体的には、栄養士について、保健所、東京都などの講習会などへの参加を勧奨し、メタボリックシンドローム等の健康と野菜摂取の関係を説明することができる人材を増やしていきます。

また、農業者に対しては、援農市民養成講座「農の学校」で育成された援農ボランティアを派遣することにより、人手不足の問題を解消していきます。

(19) 食育を通じて農への理解を深めよう

①行事食、伝統食の推進

行事食については、小・中学校及び公立保育園において、毎月19日を「食育の日」として、献立に積極的に取り入れています。伝統食については、学童農園での古代米作りのほか、郷土資料館での郷土の伝統食を伝える取り組みとして、手打ちうどんづくりやたらし焼きづくりを実施します。

行事食や伝統食に触れることは、季節に合わせた「旬」の野菜の味を知ることができるだけでなく、地域の文化を再確認するきっかけとなり、地元意識の育成の促進を期待することができます。今後は、栄養士会等を通じて、私立保育園に対してもこれらの取り組み状況についての情報を提供し、当事業の更なる充実を図っていきます。

②日野産農産物試食会、対話の場の設置

小・中学校において、保護者及び生産者を交えたイベントの一つとして市内で栽培された旬の農産物を使用した試食会を開催し、子どもたちが日頃食べている日野産農産物の旬の味を保護者にも提供します。また、畑において旬の農産物の生育状況を確認する見学会も併せて行い、食の生産現場に対する理解を促していきます。

試食会や畑の見学会を行うことにより、保護者と農業者、行政間の対話の場が生まれ、日野産農産物の購入意欲の促進が期待されます。また、生産現場の苦労等を理解することで、食への感謝の気持ちを育むことができます。

③調理体験の推進

公立の保育園及び幼稚園において、園内の畑で野菜の植付け観察をし、収穫した野菜を使った調理保育を年2回実施します。なお、調理の際には、年齢別に包丁を使って野菜を切る等、子どもたちの調理に対する意識付けを促していきます。

また、児童館においては、新しい児童館の事業展開の5本柱の一つとして「食べる！＝生きる！食育のすすめ」を掲げ取り組んでいきます。具体的には、「土曜ランチクラブ」と題し、子どもたちが自ら献立を考え昼食を調理する機会を提供する等、食への興味、関心を育てることを目的とした事業を行っていきます。使用する食材についても、可能な限り日野産農産物とし、地元で収穫された旬の農産物の味を子どもたちに伝えていきます。このほか、親子で調理体験をできるイベントも定期に開催していきます（親子で楽しくヘルシー料理）。

また、中央公民館では、小・中学生を対象とし「クッキングキッズ」や「スイートキッズ」、「英語でクッキング」などの調理体験講座を開催します。そこでは、日野産農産物の料理法を紹介する等して消費拡大を図るとともに、食育と農業への理解を促していきます（農業理解講座の開講、ひのっこシェフコンテストなど）。子どもたちが自ら野菜を育て、また献立を考え調理することで、食への興味、関心を育てることができます。その際、使用する食材も可能な限り日野産農産物とし、地元で収穫された旬の農産物の味を子どもたちに伝えることができます。また、親子で調理体験を行う機会を提供することにより、家庭で一緒に料理等を作るきっかけになるものと期待されます。

④食育推進店舗対象認定ステッカーの作成

日野市食育推進運動のステッカー等を作成し、一定の認定基準を満たした食育推進店舗に配布します。認定ステッカーが店頭に掲示されることで、消費者である市民が各店舗における食育推進活動に関心を持つきっかけとなります。認定店舗は広報やホームページで随時紹介するほか、「日野市産業まつり」などの市内イベントにおいて広く市民にPRします。

⑤野菜1品運動の呼びかけ

バランスの良い食生活が求められる中、特に野菜の摂取不足が指摘されています(平成17年東京都民の健康・栄養状況・東京都福祉保健局)。この点を考慮し、「食事バランスガイド」に従い、昼食時に必要な野菜摂取量を満たすよう、飲食店のランチメニュー等に野菜料理を1品追加した食育メニューを取り入れるよう食品関係事業者働きかけていきます。この活動を進めることで、飲食店を利用する市民に対してバランスの良い食生活の大切さや日頃の野菜不足に対する再認識を促すことができます。

⑥食育推進優良認定店舗の表彰

食育推進実施店舗の中から特に優れた取り組みを行っている店舗を表彰します。また、表彰結果を広報やホームページで広く市民に周知することにより、事業者の意欲を高め、取り組みの充実や実施店舗の増加を図っていきます。併せて、審査基準に日野産農産物の利用割合を盛り込む等の工夫を行い、飲食店舗と市内農業者との連携についても促進していきます。

⑦レッツ食育フェア

食育推進の取り組みや事業の現状を発表する場として、食育関係者が協働でイベントを開催します。具体的には、「健康フェア」、「産業まつり」、「都市農業シンポジウム」等において、食育PR資料の配布や掲示を積極的に行うほか、学校や保育所など、農業、商業、地域などの食育推進の取り組みや事業を紹介するコーナーの設置などを行っていきます。

⑧安全・安心に関する講習会

農協では、農薬などに関する正しい情報を提供するため、農業者に対する講習会を適宜行っています。今後は必要に応じて消費者向けに農薬などをテーマとした講習会等も行っていきます。農薬に対する正しい知識を農業者、消費者双方が共有することにより、安全・安心な野菜の生産、消費を促進することができます。